大野城太宰府環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和５年３月27日
条例第１号
改正　令和７年３月25日
条例第１号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関しては、太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年太宰府市条例第１号）の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（大野城太宰府環境施設組合個人情報保護条例の廃止）

第２条　大野城太宰府環境施設組合個人情報保護条例（平成19年条例第３号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る旧条例第３条第２項又は第８条第３項の規定による職務上知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（１）　前条の規定の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

（２）　前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

２　前条の規定の施行の日前に旧条例第９条、第17条、第20条又は第22条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等中止については、なお従前の例による。

３　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第４号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

（１）　前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

（２）　第１項第２号に掲げる者

４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

５　前２項の規定は、大野城市及び太宰府市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、刑法の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。